

八潮市有料広告掲載の取扱いに関する要領

令和3年2月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、八潮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（令和2年八潮市告示第42号。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、広報やしお及び八潮市ホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(要綱第3条第9号に定める市長が不相当と認めるものの基準)

第2条 要綱第3条第9号に定める市長が不相当と認めるものは、次に定めるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる営業又はこれに類似する営業に関するもの
- (2) 貸金業及び出資金に関するもの
- (3) 投機又は射幸心をあおるもの
- (4) 債権取立て、回収、示談引受けを業とするもの（公的機関、弁護士、認定司法書士が行うものを除く。）
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (6) たばこに関するもの
- (7) 酒に関するもの
- (8) 賭博に関するもの
- (9) 広告の審査を行う時点では法令による規制の対象となっていないものの、社会問題になっているもの
- (10) 国内世論が大きく分かれているもの
- (11) 医療類似行為及び医療用具類似品に関するもの（整体、マッサージ、はり、きゅう、エステティック関連を含む。ただし、医師免許を持つ者が行う行為を除く。）
- (12) 健康食品、保健機能食品などに関するもの（厚生労働省及び消費者庁の認可を受けたものを除く。）
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続きを受けているもの
- (14) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される取引を行うもの
- (15) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (16) 個人の慶弔に関するもの
- (17) 宗教的な内容又は占い、運勢判断に関するもの
- (18) 科学的な根拠のないもの又は迷信に関するもの
- (19) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (20) 権利関係などを確認することができない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (21) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年11月10

日公正取引委員会告示第23号)の表示に関する規定に反しているもの

- (22) 通信販売であって、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (23) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (24) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (25) 八潮市暴力団排除条例(平成25年条例第8号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者が関与する企業・団体等のもの
- (26) 暴力や犯罪を肯定し、助長すると判断されるもの
- (27) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- (28) 他者を誹謗中傷するもの又は業務の妨害となるおそれのあるもの
- (29) 個人情報収集のみを目的とするもの(公的機関の行う調査を除く。)
- (30) 醜悪、残酷、わいせつな表現と判断されるもの
- (31) 人探し、ペットの捜索、遺失物に関するもの
- (32) 探偵・興信所に関するもの
- (33) 商品・サービス等の価格が正規品の相場と比較して著しく低価又は高価であるもの
- (34) 有名商品のコピー品と思われるもの(商品の特性上やむを得ず同様である場合を除き、当該商品の形状・特徴などが有名商品と類似しているもの)
- (35) 広告主の実態、施設、人員等が不明確又は申請内容と異なるものと判断したもの
- (36) 国、地方公共団体又は関連機関が、広告主又はその商品等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
(共通の表示の基準)

第3条 商品の写真等を掲載する場合は、販売商品の類似品、イメージ写真など、実際の商品・サービスと異なるものを掲載してはならない。

第4条 商品・サービス等の割引価格を掲載する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示しなければならない。また、価格を掲載する場合(無料の場合を含む。)、その他に費用が発生する場合は併記しなければならない。

第5条 知的財産権(著作権、商標権、特許権等)などを侵害してはならない。

(業者ごとの基準)

第6条 業種ごとの基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬局、医薬品、医療用具(コンタクトレンズ等)において、

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条、第67条及び第68条の規定に抵触するもの、並びに、医薬品等適性広告基準（平成29年厚生省医薬・生活衛生局長薬生発0929第4号）に準じていない広告は掲載しない。

- (2) 人材派遣業は、厚生労働大臣の許可を受け、又は届出が受理された業者に限り扱う。また、許可・広告番号を広告内に必ず表示すること。
- (3) 教育関連業については、次のとおりとする。
 - ア 学習塾、家庭教師派遣等、特定商取引に関する法律で定められている役務の提供業者は、契約に関わる概要書面と契約書面を契約者に交付又は開示をしている業者に限る。
 - イ 安易に、又は誰でも習得できるように受け取られるおそれのある表現や、授業料の安価さを強調するような表現は不可とする。
 - ウ 学習塾、予備校等の広告に合格率等の実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併記すること。
 - エ 資格講座の広告において、講座の受講のみで資格が取れない場合は、資格試験を受ける必要がある旨明示すること。
 - オ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としている広告は掲載しない。
 - カ 資格講座の受講費がすべて公的給付でまかなえるように誤認される表示については認めない。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス及びその他の高齢者福祉サービス等については、次のとおりとする。
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現をしないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示については認めない。
- (5) 有料老人ホームは、前号に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針に定める別表有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項をすべて表示すること。また、公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
- (6) 有料老人ホーム等の紹介業については、次のとおりとする。
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示については認めない。

(7) 介護老人保健施設は、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

(8) 病院、診療所、助産所については、次のとおりとする。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により認められた事項以外は表示してはならない。厚生労働省の定める医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（平成30年5月8日付厚生労働省医政局長通知）に沿った広告内容とすること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨は表示できない。

ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。

エ 診療科目が保健所への届出と一致しているか、広告内容に違法性がないか、あらかじめ草加保健所へ確認を行うこと。

(9) 医療関連広告において、獣医師・動物病院の広告は、獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

(10) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療及び健康器具広告については、次のとおりとする。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(11) 害虫駆除等広告においては、広告主から提出された会社概要書、サービス内容説明書、料金表等から広告掲載の可否、内容修正等の判断を行う。

(12) 投資信託等の金融商品については、次のとおりとする。

ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は、必ず予想に基づくものであることを明示すること。

イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。

(13) リサイクルショップ等については、次のとおりとする。

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理することができる旨の表示はできない（回

- 収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など)。
- (14) 弁護士、司法書士、行政書士等の広告は、各業務に関する法令、連合組織体の規則・会則等に基づいた広告内容であること。
 - (15) 自動車等の販売広告は、自動車公正競争規約に基づき、適正な表示を行うこと。販売価格を表示する場合は、消費税を含めた価格を表示し、当該表示価格に、保険料、税金、登録諸費用が含まれていないことを明記すること。
 - (16) 不動産広告については、次のとおりとする。
 - ア 不動産事業者の広告については、名称、所在地、許認可番号等を明記すること。
 - イ 不動産物件の取引に関する広告の場合は、不動産の表示に関する公正競争規約及び同規約による表示規制に従うこと。
 - (17) 墓地、墓石関係広告は、市区長又は都道府県知事の経営許可を受けているものに限り掲載することができる。
 - (18) 旅行業については、次のとおりとする。
 - ア 旅行業の登録業者の旅行広告のみ扱う。
 - イ 旅行業法及び旅行広告公正競争規約で定められた事項を表示すること。
 - ウ 不当表示に注意すること（行程にない場所の写真等）。
 - (19) 通信販売業については、次のとおりとする。
 - ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、市が妥当と判断したものに限り掲載する。
 - イ 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則第8条から第11条までの規定に違反しないこと。
 - (20) トランクルームは、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき国土交通省の認定を受けたものに限り掲載する。
 - (21) ウィークリーマンション等は、営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない場合は掲載しない。
 - (22) 雑誌・週刊誌等は、次のとおりとする。
 - ア 品位を保持する内容であること。
 - イ 見出しや写真の表現は、他者のプライバシーや人権を不当に侵すものであってはならず、不快感を与えないものであること。
 - ウ 過度にセンセーショナルな表現や公序良俗に反する表現は使用しないこと。
 - (23) 映画・興業等は、次のとおりとする。
 - ア 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - ウ その他、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載

しない。

エ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその旨を表示する。

(24) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織は、次のとおりとする。

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。

イ 意見の表明及び他の団体を批判、中傷する出版物の広告は掲載しない。

(25) 人材募集等については、次のとおりとする。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(26) 質屋・チケット等再販売業については、次のとおりとする。

ア 個々の相場、金額等の表示をした広告は掲載しない。

イ 有利さを誤認させるような広告は掲載しない。

(27) 結婚相談所、交際紹介業については、次のとおりとする。

ア 結婚相手紹介サービス協会に加盟している又は結婚相手紹介サービス業認証制度による認証を受けているとともに、その旨を明記すること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び提供するサービスの案内に限る。

（広告の規格等）

第7条 要綱第5条に規定する広告の掲載位置、規格、枠数等は、別表に定めるとおりとする。

（広告の掲載料）

第8条 要綱第6条に規定する広告の掲載料は、別表に定めるとおりとする。

（広告掲載料の還付）

第9条 要綱第14条に規定する広告掲載料の還付について、広告主が広告の掲載を辞退したとき又は広告主としてふさわしくないと市長が認め広告の掲載を取り消したときは、すでに掲載している月の月額の広告掲載料を除き、広告を掲載しない月の月額の掲載料を還付するものとする。ただし、掲載開始前に辞退したとき又は取り消したときは、掲載開始予定月分の月額の広告掲載料は還付しない。

2 広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは、還付する。

3 八潮市ホームページへの広告掲載に当たり、前2項の場合において1月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告

掲載料の還付については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、八潮市ホームページへの広告掲載に当たり、次に掲げる事由により一時的に広告が掲載ができなくなったときは、その広告掲載料は還付しない。ただし、第1号に掲げる事由により広告の掲載ができない期間が連続して24時間を超える場合は、前3項の規定に準じて広告掲載料を還付する。

- (1) 機器等の保守又は工事の実施
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生

(広告の表現)

第10条 八潮市ホームページへの広告掲載に当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

- (2) 閲覧者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現、又は閲覧者が八潮市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

- (3) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

- (4) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いなければならない。
 - (5) ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いてはならない。
 - (6) ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いてはならない。
- (その他)

第11条 広告主の扱う業が公共機関の許可・免許の取得、届出、関係団体への加盟等を行う必要がある場合は、そのことを証明することができる資料を確認するものとする。

第12条 消費者とトラブルの多いもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものなどについては、法令に関連のある部署又は消費生活センターとも協議の上掲載の可否を判断するものとする。

第13条 広告内容が、市長が別に定める基準に違反しないものである場合についても、広告のデザイン、配色、文言等広告のイメージが広報やしお及び八潮市ホームページに掲載するものとしてふさわしくないと判断し、かつ、広告主がその改善に努めなかった場合は掲載しないものとする。

附 則

この要領は、市長決裁のあった日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

掲載位置	規格	枠数	広告掲載料 (税込み)
3面・5面・7面・9面・11面の欄外の下部分	縦1.2cm×横21.5cm	5枠	16,500円/月
11面の最下段	縦5.7cm×横7.5cm ※2枠分を繋げる場合は横15.5cm、3枠分を繋げる場合は横23.5cm	3枠	44,000円/月
12面の最下段	縦4.5cm×横7.5cm ※2枠分を繋げる場合は横15.5cm、3枠分を繋げる場合は横23.5cm	3枠	44,000円/月
八潮市ホームページのトップページ下段	縦60ピクセル×横160ピクセル	18枠	10,000円/月